

經 濟 課

1. 医薬品産業ビジョンについて

生命の世紀とも言われるこの21世紀において、医薬品産業は、国民の保健医療水準の向上に資するだけでなく、成長に貢献するイノベーションの創造を目指す我が国のリーディング産業として、国民経済の発展にも大きく貢献することが期待されている。こうした認識に立って平成14年8月に公表した「医薬品産業ビジョン」においては、策定後5年以内を「イノベーション促進のための集中期間」と位置付け、アクションプランとして多岐に渡る施策を盛り込んでいる。毎年度末、それまでの進捗状況について、事務次官をトップとする「医薬品・医療機器産業政策推進本部」において取りまとめ、産業界等の関係者の意見を踏まえて検証しつつ、これらの施策をできる限り前倒しして実施してきたところである。

各都道府県においても、薬事行政を所管する立場から、治験の推進・後発医薬品の使用促進・不適切な取引慣行の是正など医薬品産業ビジョンのアクションプランの着実な実施に向けてご協力をお願いする。

本年度はアクションプランの最終年度であることから、昨年夏にビジョン改定のためのワーキンググループを設置しヒアリングを行うなど、現在、新しい医薬品産業ビジョン及びアクションプランを策定するための検討をすすめている。

2. 医療機器産業ビジョンについて

医療機器産業政策についても、平成15年3月、「医療機器産業ビジョン」を公表したところであり、魅力ある医療機器開発環境の実現と国際競争力の強化に取り組んでいる。

医薬品産業ビジョン同様、アクションプランに盛り込まれた施策については、毎年度末、その進捗状況を取りまとめ、産業界等の関係者の意見を踏まえて検証しつつ、できる限り前倒しして実施していくこととしている。

各都道府県においても、医薬品産業政策と同様のご協力をお願いする。

なお、アクションプランに基づき、医療機器の流通の適正化に関し、公正な取引等を確保するため、「医療機関等における医療機器の立会いに関する基準」を制定し、平成20年4月1日より実施することとしており、基準の適切な実施のため、ご協力をお願いする。

3. 医療用医薬品の流通改善について

医療用医薬品の流通改善については、流通当事者間における自由かつ公正な競争の確保を図る観点から、従来より様々な提言が行われ、関係者の取り組みが行われてきたところである。

平成16年12月には、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」において、近年の医薬分業の進展や卸売業の業界再編、IT化の進展など、医療用医薬品の流通に関する状況の変化に適切に対応する観点から検討を行い、「中間とりまとめ」を行ったところであるが、この時に継続課題となっていた「返品の手配」については、

返品の種類分けとモデル契約における位置づけに関して検討を行い、平成18年3月にとりまとめを行ったところである。

また、平成18年6月からは、新たな課題に向けた検討を開始したところであるが、平成18年9月に公正取引委員会から「医療用医薬品の流通実態に関する調査報告書」が公表され、メーカーと医療機関との直接取引などについて提言されていることから、こうした論点も踏まえた新たな流通のあり方について今後引き続き検討していくこととしている。

長期にわたる未妥結・仮納入問題については、平成17年12月にとりまとめられた中央社会保険医療協議会における「平成18年度薬価制度改革の骨子」において「長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入は、薬価調査の信頼性を確保する観点からも不適切な取引であることから、その是正を図ることとする」とされたことを受けて、平成18年3月に、医政局経済課及び保険局医療課両課長名による通知を発出し、取引当事者双方に改善指導を行うとともに、フォローアップ調査を定期的に行っているところである。

この長期にわたる未妥結・仮納入問題は、特に国公立病院において古くから慣習的に行われてきていることから、各都道府県薬務主管課においては、病院所管部局と連携しつつ、自治体病院に対する厳正な対応について働きかけをお願いする。

4. 災害等の発生に備えた医薬品等の供給、管理等

大規模災害やテロ事件等発生時における医薬品等の安定供給の確保のため、災害対策基本法等に基づく「厚生労働省防災業務計画」及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき都道府県が策定する「国民保護計画」により、各都道府県には関係者間の情報連絡体制、災害用の備蓄医薬品等の確保方策、保管・管理体制等を内容とする医薬品等の供給、管理等のための計画の策定をお願いしているところであるが、有事において効果的な対応ができるよう適宜計画の再点検を行い、適切な体制の整備をお願いする。

また、新型インフルエンザ対策については、現在国において詳細につき検討しているところであるが、各都道府県におかれても、医薬品の安定供給の観点から、買い占め防止対策とともに流通在庫状況等について迅速な状況把握が可能な体制整備等について、関係部局・団体と密接に連携した取り組みを御願います。

5. 薬価調査・特定保険医療材料価格調査について

薬価調査及び特定保険医療材料価格調査については、本調査及び経時変動調査の一環として他計調査の実施についてご協力をいただいているところであるが、本年も引き続きご協力をお願いする。

また、本調査における調査客体を的確に把握するため、客体精密化調査を依頼しているところであるので、併せてご協力をお願いする。

6. 薬事工業生産動態統計調査

薬事工業生産動態統計調査については、平成17年1月分から速報値を公表しており、調査票の提出期日の厳守について協力を依頼しているが、集計結果の公表までの期間短縮等に引き続き御協力をいただくようお願いする。

また、各都道府県におかれては、引き続き電子化が進展するよう事業者への働きかけをお願いする。